

1. 日向岡地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画					新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	A-1地区	A-2地区	B地区	C地区	
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2 (イ) 項1, 2, 8, 9に規定するもの (2) 長屋 (2戸建の長屋まで) (3) 保育所 (4) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2 (イ) 項1, 2, 8, 9に規定するもの (2) 共同住宅 (3) 保育所 (4) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2 (イ) 項2, 4, 7, 8, 9に規定するもの (2) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第2 (ニ) 項に規定するもの	○字句の整理等を行い、条例化します。  ○字句の整理等を行い、条例化します。  ○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡				
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は1m以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りではない。  (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は地上2階以下の建築物は1m以上、その他の建築物は2m以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りではない。  (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は1.5m以上、当該隣地境界線と計画地区区域線が一致する場合にあっては3m以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りではない。  (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は地上2階以下の建築物は1m以上、その他の建築物は2m以上でなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りではない。  (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。	

	<p>(2)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下でかつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>(3)自動車車庫で、軒の高さが3 m以下間口が6 m以下でかつ床面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内であること。</p>	<p>(2)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下でかつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>(3)自動車車庫で、軒の高さが3 m以下間口が6 m以下でかつ床面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内であること。</p>	<p>(2)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下でかつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>(3)自動車車庫で、軒の高さが3 m以下間口が6 m以下でかつ床面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内であること。</p>	<p>(2)物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3 m以下でかつ床面積の合計が5 m<sup>2</sup>以内であること。</p> <p>(3)自動車車庫で、軒の高さが3 m以下間口が6 m以下でかつ床面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内であること。</p>	
高さの最高限度	<p>軒の高さ 8 m地階を除く階数は2以下とする。ただし、階数については次の各号の一に該当する場合はこの限りではない。</p> <p>(1)宅地の地盤が2段以上となる宅地</p> <p>(2)擁壁と一体的に建築された自動車車庫の用途に供する建築物の部分</p>		—	1.5 m	○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の形態又は意匠の制限	<p>外壁の色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。また、建築物の主たる屋根は勾配形式としなければならない。擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。</p>		<p>外壁の色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。擁壁面に張り出した形態の架台その他これに類するものは、設けてはならない。</p>		○字句の整理等を行います。建築物の形態又は意匠の制限のうち、色彩に関すること及び擁壁面に張り出した架台に関するものを除き、条例化します。
垣又はさくの制限	<p>道路境界線及び隣地境界線に面して設ける垣又はさくは、生垣又は網状の透視可能なフェンスとしなければならない。ただし、門や門の袖についてはこの限りではない。</p>				○字句の整理等を行い、条例化します。

2. 五領ヶ台地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画							新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	A-1地区	A-2地区	B地区	C地区	D地区	E地区	
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 研究所 (2) 工場に附属する研究所 (3) 公衆浴場 (4) 前各号の建築物に附属する店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの (5) 工場に附属する店舗、飲食店その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以下のもの (6) 集会場 (第一種低層住居専用地域内に建築できるものに限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 長屋(2戸までの長屋) (3) 一戸建住宅で事務所、店舗を兼ねるもの (4) 診療所 (5) 集会場 (第一種低層住居専用地域内に建築できるものに限る。) (6) 公衆電話所 (7) 公園内、広場内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫その他これらに類するもの (8) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 長屋(2戸までの長屋) (3) 一戸建住宅で事務所、店舗を兼ねるもの (4) 神社 (5) 診療所 (6) 公衆電話所 (7) 集会場 (8) 公園内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫その他これらに類するもの (9) 前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 長屋 (3) 共同住宅、寄宿舎 (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 第4号から第6号までの建築物に附属する店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの (8) 公衆電話所	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 集会場 (2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店若しくは喫茶店 (3) 理髪店、美容院その他これらに類するサービス業を営む店舗 (4) 自家販売のための食品製造業を営むパン屋、菓子屋その他これらに類するもの (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの (6) 診療所 (7) 住宅で前各号の用途を兼ね	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 一戸建住宅 (2) 長屋(2戸までの長屋) (3) 一戸建住宅で事務所、店舗を兼ねるもの (4) 共同住宅、寄宿舎 (5) 公衆電話所 (6) 前各号の建築物に附属するもの	○字句の整理等を行い、条例化します。

	(7) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8) 前各号の建築物に附属するもの			(9) 集会場 (10) バス停の上屋 (11) 前各号の建築物に附属するもの	(8) 住宅、共同住宅の用途に供し、かつ、1階の部分に第2号から第6号までに掲げる用途を有するもの (9) 住宅、共同住宅で、その敷地が都市計画道路3・5・20五領ヶ台循環線に接しないもの  (10) 巡査派出所、郵便局、銀行の支店、地方公共団体の支庁又は支所 (11) 公衆電話所 (12) バス停の上屋 (13) 前各号の建築物に附属するもの		○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の建ぺい率の最高限度	5/10	5/10	—	5/10	—	—	○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の容積率の最高限度	—	8/10	—	15/10	—	—	○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡ (汚水処理施設は除く。)	230㎡	230㎡	230㎡	230㎡ (ただし、住宅、共同住宅の用途のみに供する建築物の敷地に限る。)	230㎡	○字句の整理等を行い、条例化します。
<p>ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 集会場、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地</p> <p>(2) 土地区画整理事業の換地処分時の面積が基準を下回る場合は、換地処分時の面積とする。</p>							

<p>壁面の位置の制限</p>	<p>国道271号に面する側の道路境界線と壁面との距離は10m以上とし、その他の道路境界線又は敷地境界線と壁面との距離は6m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。</p> <p>(1)集会場、調査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物。</p> <p>(2)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p>	<p>歩行者専用道路との境界線と壁面との距離は2mとし、その他の道路境界線及び敷地境界線と壁面との距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。</p> <p>(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(2)物置その他、これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3)自動車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が10㎡以内であること。</p>	<p>道路境界線及敷地境界線と壁面との距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(2)物置その他、これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3)自動車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が10㎡以内であること。</p>	<p>土地区画整理事業により築造された道路との境界線と壁面との距離は3m以上とし、その他の道路境界線及び敷地境界線と壁面との距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(2)物置その他、これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3)自動車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が10㎡以内であること。</p>	<p>道路境界線と壁面との距離は3m以上及び敷地境界線と壁面との距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(2)物置その他、これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3)自動車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が10㎡以内であること。</p>	<p>道路境界線及び敷地境界線と壁面との距離は1m以上とする。ただし、次の各号の一に該当する建築物はこの限りではない。</p> <p>(1)外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。</p> <p>(2)物置その他、これに類する用途（自動車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。</p> <p>(3)自動車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が10㎡以内であること。</p>	<p>○字句の整理等を行い、条例化します。</p>
-----------------	--	---	--	---	---	---	---------------------------

高さの最高制限	30m以下	10m以下	—	12m以下	10m以下	10m以下	<p>○字句の整理等を行い、条例化します。</p> <p>○字句の整理等を行います。工作物の形態又は意匠の制限のうち、擁壁面に張り出した架台に関するものを除き、条例化します。</p> <p>○字句の整理等を行い、条例化します。</p> <p>○樹林地の保全に関する制限については条例化しません。</p> <p>○緑化率の最低限度については条例化しません。</p>
工作物の形態又は意匠の制限	擁壁面、法面に張り出した形態の架台、その他これに類するものは、設けてはならない。		擁壁面、法面に張り出した形態の架台、その他これに類するものは、設けてはならない。また、建築物の主たる屋根は勾配形式とする。				
垣又はさくの制限	道路境界線及び隣地境界線に面して設ける、垣又はさくは、生垣、又は網状の透視可能な物としなければならない。						
樹林地の保全に関する制限	[A-1・A-2・C地区] 良好な環境の確保に必要な、現に存する樹林地における樹木の伐採、及び土地の形質の変更をしてはならない。 ただし、樹林地の管理のための行為及び散策路等の整備についてはこの限りでない。						
その他	[A-2地区] 敷地内に確保すべき緑地は、敷地面積の20%以上とする。						

3. 真田地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画								新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	A-1地区	A-2地区	B-1地区	B-2地区	C-1地区	C-2地区	D地区	
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)自治会館 (5)診療所 (6)巡査派出所又は郵便局 (7)前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)自治会館 (6)診療所 (7)巡査派出所又は郵便局 (8)前各号の建築物に附属するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)学校又は図書館 (2)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3)公衆浴場 (4)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (5)事務所（第1種低層住居専用地域内に建築が可能な住宅と兼ねるものを除く。） (6)車庫（附属するものを除く） (7)工場（第1種低層住居専用地域内に建築が可能な住宅と兼ねるものを除く。）	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2)公衆浴場 (3)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1)住宅 (2)1階部分を住宅とする共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)学校、図書館その他これらに類するもの (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6)公衆浴場 (7)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10)工場（第1種低層住居専用地域内建築が可能な住宅と兼ねるものを除く。）	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)1階部分を住宅とする共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)学校、図書館その他これらに類するもの (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6)公衆浴場 (7)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10)工場（第1種低層住居専用地域内建築が可能な住宅と兼ねるものを除く。）		○字句の整理等を行い、条例化します。

							(11) ホテル又は旅館 (12) 自動車教習所 (13) 畜舎		
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡（ただし、巡査派出所又は郵便局の敷地は除く。また、土地区画整理事業の収益開始時の面積が基準を下回る場合は、収益開始時の面積とする。）		165㎡（ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は除く。また、土地区画整理事業の収益開始時の面積が基準を下回る場合は、収益開始時の面積とする。）						○字句の整理等を行い、条例化します。
壁面の位置の制限	道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は1.0m以上とする。ただし、一辺の長さが10mの正四角形を確保できない敷地で、その敷地の10m以上の一辺からの距離については、この限りでない。また、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。 (3) 自動車車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が15㎡以内であること。		都市計画道路の道路境界線と壁面との距離は1.51.5m以上とし、その他の道路境界線及び隣地境界線と壁面との距離は1.0m以上とする。ただし、一辺の長さが10mの正四角形を確保できない敷地で、その敷地の10m以上の一辺からの距離については、この限りでない。また、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分はこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (2) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。 (3) 自動車車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が15㎡以内であること。						○字句の整理等を行い、条例化します。
高さの最高制限	—	—	13m以下	20m以下	13m以下	15m以下	25m以下	○字句の整理等を行い、条例化します。	
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁は、地区の景観を良好に保つため落ち着いた色彩とする。屋外広告物について、色彩、大きさ及び形状は、良好な住環境の形成に配慮したものとする。また、広告物を設置する敷地にある施設以外のための広告物を設置してはならない。							○字句の整理等を行います。建築物の形態又は意匠の制限のうち、建築物の色彩及び広告物の色彩・形状等に関するものを除き、条例化します。	
垣又はさくの制限	道路境界線及び隣地境界線に面して設ける垣又はさくは、生垣又は網状の透視可能なフェンスとしなければならない。ただし、門、門に付随する袖壁又は65cm以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。							○字句の整理等を行い、条例化します。	



4. 東豊田地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画			新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	工業施設地区	関連施設地区	
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)工場（騒音、振動等により環境の悪化をもたらすおそれのない工場） (2)倉庫 (3)自動車検査場 (4)事務所 (5)自動車車庫 (6)公園内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫、その他これらに類するもの (7)バス停留所の上屋、公衆電話所 (8)前各号の建築物に附属するもの	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)事務所 (2)日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店の用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以内のもの (3)運動施設 (4)診療所 (5)保健所その他これに類するもの (7)下水道法第2条第3号に規定する公共下水道の用に供する施設 (8)公共用地内に設けられる公衆便所、休憩所、倉庫、その他これらに類するもの (9)バス停留所の上屋、公衆電話所 (10)前各号の建築物に附属するもの	○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の敷地面積の最低限度	[工業施設地区] 500㎡ [関連施設地区] 200㎡		○字句の整理等を行い、条例化します。
壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面は、計画図に表示する壁面線を超えて建築してはならない。		○字句の整理等を行い、条例化します。
高さの最高制限	15m		○字句の整理等を行い、条例化します。
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁、その他戸外から望視される部分については、地区の景観を良好にために、彩度の低い落ち着いた色合いとする。 広告物の色彩、形態等の意匠は、周囲への景観的調和に配慮したものとする。		○字句の整理等を行います。建築物の形態又は意匠の制限のうち、建築物の色彩及び広告物の色彩・形状等に関するものを除き、条例化します。
垣又はさくの制限	垣又はさくの構造は高さ2m以下の透視可能なフェンスとし、計画図に表示する植栽帯にする場合は、道路境界及び水路境界より3m以上後退して設置するものとする。 ただし、宅地の出入り口部においては、この限りでない。		○字句の整理等を行い、条例化します。

5. 富士見町地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画						新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	富士見町住宅地区	豊原町住宅地区	秦野道沿道地区	下道沿道地区	伊勢原線沿道地区	
建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)図書館その他これらに類するもの (4)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5)診療所 (6)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7)病院 (8)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9)事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が500㎡以下のもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)図書館その他これらに類するもの (4)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5)診療所 (6)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7)病院 (8)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (9)事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が1,500㎡以下のもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)図書館その他これらに類するもの (4)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (5)診療所 (6)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (7)高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)住宅 (2)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (3)図書館その他これらに類するもの (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (6)診療所 (7)巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (8)病院 (9)老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 (2)ホテル又は旅館 (3)自動車教習所 (4)マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5)カラオケボックスその他これらに類するもの (6)劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (7)自動車車庫 (附属するものは除く。) (8)倉庫業を営む倉庫 (9)原動機を使用する工場で作業場の床面積が150㎡を超えるもの</p>	○字句の整理等を行い、条例化します。

	(10) 地域作業所 (11) 前各号の建築物に附属するもの	(10) 地域作業所 (11) 前各号の建築物に附属するもの	(10) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が1,500㎡以下のもの (11) 地域作業所 (12) 前各号の建築物に附属するもの	(10) 事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する床面積の合計が1,500㎡以下のもの (11) 地域作業所 (12) 前各号の建築物に附属するもの		<p>○字句等の整理を行い、条例化します。</p> <p>○字句等の整理を行い、条例化します。</p> <p>○字句等の整理を行い、条例化します。</p>
<p>建築物の容積率の最高限度</p> <p style="text-align: center;">[下道沿道地区のみ] 20/10</p>						
高さの最高制限	10m以下	12m以下	15m以下			
垣又はさくの制限	道路境界線に面して設ける垣又はさくは、生け垣又は透視可能なフェンスとしなければならない。ただし、門、門に付随する袖壁又は高さが1.2m以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない。		—	—	—	

6. 真田・北金目地区 地区整備計画区域の整備事項

現 地区整備計画								新 (仮称) 平塚市地区計画建築物条例 (素案)
整備事項	住宅地区	大学関連地区	東海大学前駅 真田地区	南北幹線地区	東側幹線地区	大学・交流地区	センター地区	
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3)共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)幼稚園、図書館その他これらに類するもの (6)老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)小学校、中学校、高等学校 (2)公衆浴場 (3)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)小学校、中学校、高等学校 (2)公衆浴場 (3)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)小学校、中学校、高等学校 (2)公衆浴場 (3)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)小学校、中学校、高等学校 (2)公衆浴場 (3)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (4)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)小学校、中学校、高等学校 (2)公衆浴場 (3)畜舎	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)住宅 (2)1階部分を住宅とする共同住宅、寄宿舎、下宿 (3)小学校、中学校、高等学校 (4)神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5)公衆浴場 (6)大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの (7)自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (8)自動車教	○字句の整理等を行い、条例化します。

	(7)診療所 (8)巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 (9)前各号の建築物に附属するもの(畜舎を除く。)					(9)畜舎 (10)マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券売場その他これらに類するもの (11)倉庫業を営む倉庫	
建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ただし、巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は除く。また、土地区画整理事業による土地の使用収益開始時の面積が基準を下回る場合は、使用収益開始時の面積とする。	165㎡ただし、巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は除く。また、土地区画整理事業による土地の使用収益開始時の面積が基準を下回る場合は、使用収益開始時の面積とする。				1000㎡ただし、巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地は除く。また、土地区画整理事業による土地の使用収益開始時の面積が基準を下回る場合は、使用収益開始時の面積とする。	○字句の整理等を行い、条例化します。

壁面の位置の制限	道路幅員が1.6m以上の道路境界線と壁面との距離は1.5m以上とし、その他の道路境界線及び敷地境界線と壁面との距離は1.0m以上とする。 ただし、一辺の長さが1.1mの正四角形を確保できない敷地で、その敷地の1.1m以上の一辺からの距離については、この限りでない。 また、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分については、この限りでない 1 外壁又はこれらに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 2 物置その他これらに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であること。 3 自動車車庫で、軒の高さが3m以下、間口が6m以下で、かつ床面積の合計が1.5㎡以内であること。		道路境界線と壁面との距離は3.0m以上とし、敷地境界線と壁面との距離は2.0mとする。	○字句の整理等を行い、条例化します。	
高さの最高制限	—	1.5m以下	都市計画道路3・4・8北金目真田線及び東側幹線の南側は1.5m以下、北側は1.3m以下	1.5m以下	○字句等の整理等を行い、条例化します。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の屋根及び外壁は、地区の景観を良好に保つため落ち着いた色彩とする。屋外広告物について、色彩、大きさ及び形状は、美しいまちなみの形成に配慮したものとす。また、本地区内にある施設以外のための広告物を設置してはならない。				○字句の整理等を行います。建築物の形態又は意匠の制限のうち、建築物の色彩及び広告物の色彩・形状等に関するものを除き、条例化します。
垣又はさくの制限	道路境界線及び隣地境界線に面して設けるかき又はさくは、生垣又は網状の透視可能なフェンスとしなければならない。 ただし、門、門に付随する袖壁又は65cm以下のコンクリートブロック塀等は、この限りでない さらに、神社、寺院、教会等においてもこの限りでない				○字句の整理等を行い、条例化します。